平成２９年（フ）第２９１３号
横浜市金沢区釜利谷東４丁目１番44―301号
債務者　谷ケ崎義夫
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３７８号
東京都福生市南田園２丁目７番地福生団地６―107
債務者　小池　憲一
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３０号
愛媛県大洲市東若宮10番地４
債務者　森脇エリカ
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第２８７４号
神奈川県茅ヶ崎市小和田１丁目２番23号
債務者　芦原　裕貴
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９０１号
横浜市都筑区勝田南１丁目１番34号　サンシティ勝田Ｃ棟103
債務者　芦野　龍也
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３００８号
横浜市磯子区滝頭１丁目１番10号　プラザ滝頭Ⅱ　103号
債務者　山下由紀子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６６０号
神奈川県茅ヶ崎市堤519番地
債務者　高橋　　昭
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１６２８号
福岡市博多区奈良屋町13番６号
破産者　有限会社リョーエイ
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５７３号
山口県岩国市玖珂町4783
破産者　有限会社ヒロシマジック
1　決定年月日　平成29年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２９６号
千葉県印旛郡栄町安食ト杭新田929番地11（リバーポート岩井201）
破産者　永井　洋介
1　決定年月日　平成30年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３０２号
千葉県八街市八街に53番地166　サンライフやちまた102号室
破産者　木田　暢之
1　決定年月日　平成30年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３０５号
千葉県印西市船尾１番地10
破産者　堀内　敬介
1　決定年月日　平成30年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３２９号
千葉県八街市吉倉302番地38
破産者　戸村　光博
1　決定年月日　平成30年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２５３号
新潟市中央区万代３丁目４番14号
破産者　株式会社W51
1　決定年月日　平成30年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１４７号
神奈川県高座郡寒川町田端1115番地
破産者　株式会社Ｃｈｅｆ’ｓ　Ｋｉｔｃｈｅｎ　Ｆａｃｔｏｒｙ
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５６号
京都市北区出雲路神楽町13番地
破産者　吉田　　弘
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５９６号
京都市下京区加茂川筋六軒上る八ツ柳町350番地
破産者　株式会社美都屋
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７７９号
京都市西京区御陵峰ヶ堂町２丁目10番地６、商業登記簿上の本店所在地京都市東山区今熊野南日吉町53番地の77
破産者　株式会社プレコ
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係